

(5) 特許発明等と商品等との比較

判定においては、特許発明等と商品等（イ号）とを比較することにより、当該商品等が特許発明の技術的範囲等に属するか否かを判断いたします。

仮に、ある商品が特許発明の技術的範囲に属すると判断されれば、当該商品は特許権を侵害している可能性³があるといえます。

「イ号」とは

判定では、特許発明等と比較される対象となる商品等を慣行としてイ号と呼んでいます。

「イ号」は、イ号物件、イ号方法、イ号図面、イ号説明書、イ号意匠、イ号標章というように表示されます。

³ 侵害・非侵害の判断は、商品が特許発明の技術的範囲に属するか否かに加え、実施者が先使用による通常実施権を有するか否か等に基づいて行われます。判定においては、商標を除き、先使用による通常実施権の有無等については判断されません。